

係留施設の管理者を募集します

現在、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港（以下「勢田川等」）には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」）が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害や油漏れによる水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

このような現状を改善するため、勢田川等における放置又は不法に係留している船舶を収容し、適正な管理運営を行うことにより、良好な係留環境を実現することを目的として、河川法・港湾法に基づき係留施設を占用する者（管理者）を募集します。

対象箇所



施設概要

(1)本施設の概要

- ①施設名 一色大橋下流左岸船舶係留施設
- ②所在地 三重県伊勢市神社港地先
- ③水域面積 約530㎡
- ④収容能力 約10隻

(2)占用の期間

占用許可を受けた日から3年以内
(最大9年間まで更新可能)

(3)占用料

上記、水域面積のうち、占用面積に応じた占用料(1㎡あたり210円)を三重県河川流水占用料等徴収条例に基づき毎年三重県に納入することになる。

応募資格 募集条件

別紙1 のとおり

応募方法

別紙2 (申込書) 及び 別紙3 (応募書類) に必要事項を記載の上、下記申し込み先に持参又は郵送すること。

受付期間

別紙2 (申込書) の受付期間
平成28年5月23日～平成28年6月10日【平成28年6月10日(金)必着】

別紙3 (応募書類) の受付期間
平成28年6月20日～平成28年7月1日【平成28年7月1日(金)必着】

注意事項

申込書の提出者が複数の場合は、応募書類に基づき別途定める選定手続きを行います。正式な管理者となるには、応募資格及び募集条件を満たす他に

- ・勢田川等水面利用対策協議会において認められることが必要です。
- ・河川法・港湾法に基づく占用許可を受けることが必要です。

お問い合わせ 申し込み先

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課
〒514-8502 津市広明町297 TEL 059-229-2218 FAX 059-229-2231

三重県伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課
〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 TEL 0596-27-5202 FAX 0596-27-5256

応募資格・募集条件

応募資格

共通要件

- ①会社更生法又は民事再生法の規定による手続きを開始していないこと。
- ②直近3年間に、法人税、県税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- ③役員が破産者で復権を得ていない者、禁固以上の刑に処せられ2年経過しない者、成年被後見人・被保佐人でないこと。
- ④暴力団が実質的に経営を支配する業者等でなく、委託先としないこと。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状況が継続していないこと。
- ⑤過去に河川法、港湾法による監督処分を受けていないこと。
- ⑥NPO法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者でないこと。

個別要件

- ①伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する法人であること。
- ②過去5年間に同種業務の実績を有すること又は、河川管理者若しくは港湾管理者の占用許可を受けていること。

募集条件

施設・設備の保守・点検および清掃等環境整備

- ①施設・設備の損傷の有無について、目視による日常点検に加え、施設の性能維持を目的とした点検を定期的を実施すること。
- ②許可船舶の係留位置の点検、沈廃船の有無調査及び沈廃船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む。）等の日常管理を定期的実施すること。
- ④日報を記録し、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

災害時の対応

- ①事前に係留施設を点検し、係留船舶の固定等の災害対策を行うとともに利用者の避難誘導その他の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には、速やかに河川管理者及び港湾管理者へ報告するとともに、応急対策は占用者自らが行うこと。

水質事故等の対応

- ①緊急時における関係機関（河川・港湾管理者、警察、消防、漁協等）及び利用者との連絡体制を確立すること。
- ②水質事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。
- ③概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

利用者への指導

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。
- ②利用者にかかる賠償責任保険に加入させること。

訓練の実施

- ①台風、高潮、増水等の災害時及び水質事故が発生した場合に対応した訓練を実施すること。

管理運営

- ①係留対象船舶は、勢田川等水面利用対策協議会（以下「協議会」）で定めた4条件を満たしている船舶とすること。（追加指示で変更の可能性あり）
- ②地元（漁協、自治会、周辺民間マリーナ等）との連絡・調整を行うこと。
- ③施設内における係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。
- ④占用区域内における苦情・問合せについては、責任をもって対応すること。
- ⑤協議会に協力して、放置船舶に対して広報活動等に取り組むこと。
- ⑥利用料金は、収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で任意に設定すること。

スケジュール

申込書受付期間

・5/23（月）～6/10（金）

応募書類受付期間

・6/20（月）～7/1（金）

応募資格・募集条件の確認

・7月中旬～8月下旬

通知・公表

・7月下旬～9月上旬

※スケジュールは変更の可能性がある。

係留施設占用者応募申込書

平成 年 月 日

国土交通省三重河川国道事務所長 様
三重県伊勢建設事務所長 様

(〒 ー)

住所 (所在地)

法人名

代表者氏名

印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

F A X

メールアドレス

平成 28 年 5 月 23 日付けで募集のありました、一色大橋下流左岸船舶係留施設における係留施設の管理者募集に参加したいので、応募資格及び募集条件に従って、応募します。

応募書類について

応募時には、次の書類を各3部（正本1部、副本2部）提出する。（日本工業規格A4縦で提出）

なお、応募に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

区分	提出書類	備考
①	本社等の所在地、本施設までの距離及び所要時間	様式1
②	同種業務の履行実績	様式2
③	提案書 ※【参考資料】これまでの協議会資料は三重河川国道事務所HPを参照。 アドレス http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/jigyo/kasen/houchisen/index.html	様式3-1～3-6
④	○株式会社等にあつては、最近3ヶ年間の貸借対照表、損益計算書その他経営内容を明らかにする書類 ○NPO法人にあつては、特定非営利活動促進法第29条第1項の規定に基づき、所轄庁に報告する最近3ヶ年間の書類 ○その他の団体にあつては、上記書類に準ずる書類任意の様式により提出のこと	
⑤	○定款、寄附行為又はこれに準ずる書類 ○法人登記簿の謄本又はこれに準ずる書類	法人のパンフレット等があれば添付すること
⑥	印鑑証明書	
⑦	平成25年から平成27年の法人税、県税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (納税証明書様式その1 未納税額のみ)	
⑧	誓約書	様式4

※応募に関する留意事項

①虚偽又は不正記載をした場合等の取扱い

応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合及び応募者において本要項に掲げる内容に反する事項が判明した場合は失格とする。期間内に必要な書類等が提出されなかった場合及び提出書類に必要事項の記載がない場合も同様とする。

②追加資料の提出、ヒアリングの実施

河川管理者又は港湾管理者が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングを求めることがある。

③費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。

④応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、河川管理者又は港湾管理者は占有者の決定の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

⑤応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

本店、本社又は主たる事務所の所在地、
本施設までの距離及び所要時間

応募者氏名（法人名）	
------------	--

本社等所在地		
本施設までの距離及 び所要時間	距離（km）	
	所要時間（分）	

本施設までの経路略図

本施設までの経路略図	

同種業務の履行実績

応募者氏名（法人名）	
------------	--

業務名	○○○○○○○○○業務
履行期間	
発注機関名 （委託の場合は記載）	
業務の概要	
業務名	○○○○○○○○○業務
履行期間	
発注機関名 （委託の場合は記載）	
業務の概要	
業務名	○○○○○○○○○業務
履行期間	
発注機関名 （委託の場合は記載）	
業務の概要	

- 注1) 同種業務とは、直接あるいは委託を受けてプレジャーボート等の小型船舶、漁船、浮棧橋等係留施設の保管業務について実績を有すること又は係留施設について河川管理者又は港湾管理者の占用許可を受けている者をいう。
- 注2) 記載する業務は、3件を上限とし、実績数が3件に満たない場合は、実績数分を記載する。
- 注3) 業務の概要は、具体的に記述すること。
- 注4) 実績として記載した業務が確認できる証明書類（利用者との契約書（写）、委託契約書（写）、占用許可書（写）等）を添付すること。

提案書

応募者氏名（法人名）

提案内容

1 施設・設備の保守・点検及び清掃等環境整備について

- ① 施設等の保守・点検の方針（範囲、方法、頻度等）及び実施体制について記載してください。
- ② 許可船舶の係留位置の点検、沈廃船の有無調査・撤去等の方針及び実施体制について記載してください。
- ③ 清掃・除草の方針（範囲、方法、頻度等）及び実施体制について記載して下さい。

提案書

応募者氏名（法人名）	
------------	--

提案内容
<p>2 災害時の対応について</p> <p>災害時の対応方針（防止策、連絡体制、発生時の対応方法等）及び実施体制について記載して下さい。</p>

提案書

応募者氏名（法人名）

提案内容

3 水質事故等の対応について

水質事故等の対応方針（防止策、連絡体制、発生時の対応方法等）及び実施体制について記載して下さい。

提案書

応募者氏名（法人名）

提案内容

4 利用者への指導について

利用者への指導・助言の考え方（係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持、災害時の対策等の指導及び事故に備えての保険加入等）について記載して下さい。

提案書

応募者氏名（法人名）	
------------	--

提案内容
<p>5 訓練の実施について</p> <p>訓練の実施の考え方（頻度・実施方法等）について記載して下さい。</p>

提案書

応募者氏名（法人名）

提案内容

6 管理運営について

- ① 係留施設の利用条件の考え方（対象船舶等）について記載して下さい。
- ② 地元（漁協、自治会、民間マリーナ等）との連絡体制の考え方について記載して下さい。
- ③ 係留対象でない船舶の所有者に対する指導等について記載して下さい。
- ④ 苦情処理の対応方針の考え方及び実施体制について記載して下さい。
- ⑤ 協議会との連携確保の考え方について記載して下さい。
- ⑥ 使用料金の考え方について記載して下さい。
- ⑦ 管理責任者及び管理運営体制について記載して下さい。
 - ・施設の管理運営に当たる組織図を記載して下さい。
 - ・1日の標準的な職員配置（勤務時間帯と業務内容）を記載して下さい。
 - ・外部委託をする場合は、再委託先又は協力先、その理由及び業務範囲を記載して下さい。
- ⑧ 専門的知識、技術等の人的能力について記載して下さい。
 - ・資格や免許等を有する職員がいる場合は、資格等の名称を記載してください。（例えば、1級又は2級小型船舶操縦士免許を有する者、玉掛技能講習修了証を有する者、水難救助講習受講者等）
 - なお、保有資格については資格証等の写しを添付して下さい。
 - ・業務経験を有する職員がいる場合は、これまで経験した業務内容、経験年数等を記載して下さい。
- ⑨ 必要な資機材の保有（業務用船舶、牽引用車両、オイルフェンス、オイルマット等）について記載して下さい。

国土交通省三重河川国道事務所長 様
三重県伊勢建設事務所長 様

平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名
印

平成 28 年 5 月 23 日付けで募集のありました、一色大橋下流左岸船舶係留施設における係留施設の管理者募集について、下記のとおり誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続又は再生手続を開始している者でないこと。
- ②平成 25 年から平成 27 年において、法人税、県税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- ③役員に次の各号に該当する者がいないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ていない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (ウ) 成年被後見人、被保佐人
- ④暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等でないこと。
暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等を委託先としていないこと。
警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑤過去に河川法第 75 条又は港湾法 56 条の 4 により河川管理者又は港湾管理者の監督処分を受けた者でないこと。
- ⑥特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 42 条の規定に該当する者でないこと。